

就学援助費の支給項目一覧

中 学 校

支給費目		支給対象	支給額	支給時期	振込先
①	※新入学児童生徒 学用品費	1 学年	年額 47,400円 (4月認定の生徒のみ)	※7月	保護者
②	修学旅行費	2 学年	実 費 (宿泊費・交通費・見学科)	実施後	学校または旅行会社
③	学用品費	全学年	月額 1,860 円	7月、12月、3月	保護者
④	通学用品費	1 学年	月額 180 円 (4月分のみ 250円)	7月、12月、3月	保護者
		2・3学年			
⑤	学校給食費	全学年	月額 5,800 円	7月、12月、3月	給食調理場
⑥	校外活動費 (宿泊を伴わない)	全学年	実 費 (限度額2,270円)	3月	保護者

※ 医療費は廃止となりましたので、今後は子ども医療費助成制度(準要保護の方)又は生活保護制度(要保護の方)をご利用ください。

保護者振込分		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
		1期分(支払月 7月)				2期分(支払月 12月)				3期分(支払月 3月)			
新入学児童生徒学用品費	1 年	47,400											
学用品費・通学用品費	1 年	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860
	2・3年	2,110	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
校外活動費	全学年												実費(限度額2,270円)

※ 保護者に振り込まれる援助額は、児童生徒の学用品費・通学用品費以外に使用してはいけません。学級費、教材費等の滞納がないようにしてください。

※ 生活保護受給の方は要保護生徒として認定され、上記の ② 修学旅行費を認定月より援助します。

※ ①新入学児童生徒学用品費について、小学6学年の3月に入学準備金を受給された生徒は対象外となります。また、転入前に他市町村から支給を受けている場合にも対象外となります。

※ ②修学旅行費について、レクリエーションや出し物を行うための学校が独自で徴収する費用や看護師等の費用、お土産代などは対象外となります。また、修学旅行に係る対象経費については、教育委員会が旅行社へ直接支払うため、原則保護者よる立て替え等は発生しません。また、修学旅行開始日までに認定を受けている場合にのみ対象となります。修学旅行実施後に認定を受けた場合、還付等はいりません。